

2019 年度「人材発掘」入試・
学部 3 年次生特別入試枠
法学既修者認定試験

民 事 訴 訟 法

(問 題)

注 意 事 項

1. 問題冊子、解答用紙および貸与六法は、試験開始の指示があるまで開かないでください。
2. 問題は 2 頁に記載されています。問題冊子の印刷不鮮明、頁の落丁・乱丁および汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督員に知らせてください。
3. 下書用紙は一人につき一枚のみ配付します。
4. ラインマーカー、色鉛筆、修正液等は、問題冊子・下書用紙に使用することを許可しますが、解答用紙に使用した場合は、不正行為とみなすことがあります。
5. 貸与六法への書き込みは、不正行為とみなすことがあります。
6. 試験開始の指示の後、解答用紙表紙の所定欄に、受験番号、氏名、科目名を記入してください。受験番号は正確に間違いに記入してください。読みにくい数字は採点処理に支障をきたすことがあるので、注意してください。
7. 試験終了の指示が出たら、すぐに解答を止め、筆記用具を置いてください。終了の指示に従わず筆記用具を持っていたり解答を続けた場合は、不正行為とみなすことがあります。
8. 試験終了後、問題冊子、下書用紙は持ち帰ってください。
9. いかなる場合でも、解答用紙は必ず提出してください。
10. 解答用紙に記載の注意事項もあわせて確認してください。

問題（60 点）

Xは、甲土地について自分が所有者であると主張して、同土地を占有するYに対し、同土地の明渡しを求める訴えを提起した。これに対し、Yは、①甲土地につき、もともとはXが所有権を有していたことは認める、②しかし、甲土地は、その後XからYに代金1,500万円で売却されており、Xは現在においては所有者ではないと陳述して争った。これに対しXは、③甲土地をYに売却した事実はないと主張して争っている。

（1）上記Yの陳述①及び②並びにXの主張③につき、訴訟法上の位置づけとその効果について、理由とともに解答せよ。（40 点）

（2）裁判所は、審理の結果、①は認められるが、②の売買の事実については証拠上その存否が不明であるとの心証に達した。この場合、裁判所はいかなる判決をすべきか、理由とともに解答せよ。（20 点）

〔以下余白〕

